

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

殿

令和 年 月 日

（住所又は所在地）

（氏名又は名称）

記入例

該当するどちらかにチェックを入れてください。

誓約書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員と直接又は間接的あるいは積極的に暴力団の業務若しくは活動に関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と関係があるとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と関係があるとき
- 2 公序良俗に反する使用等
暴力団若しくは法律の規定に基づいて禁止されている者の事務所又はその他の施設を、その者の許可なく、その者の関係者等が、その者の関係者等を知りながら、所有権を第三者に譲渡したとき

契約担当課ごとに下記のとおり契約担当官名を記載してください。
※各物件の契約担当課は「国有財産の売払（すぐに購入できる物件）のご案内」をご参照ください。

- ・福岡財務支局 第一統括国有財産管理官
⇒ 契約担当官 福岡財務支局長
- ・小倉出張所 統括国有財産管理官
⇒ 分任契約担当官 福岡財務支局 小倉出張所長
- ・佐賀財務事務所 管財課
⇒ 分任契約担当官 福岡財務支局 佐賀財務事務所長
- ・長崎財務事務所 管財課
⇒ 分任契約担当官 福岡財務支局 長崎財務事務所長
- ・佐世保出張所 統括国有財産管理官
⇒ 分任契約担当官 福岡財務支局 長崎財務事務所 佐世保出張所長

殿

令和 年 月 日

（住所又は所在地）

（氏名又は名称）